

ながさき

令和2年9月
第75号

農委だより



《掲載記事》

- * 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介
- * 農業委員会活動について
- * 農地中間管理事業
- * 農業者年金
- * がんばる農家

《アスパラガスのハウス》

最終ページの「がんばる農家」で紹介させていただいている、琴海戸根地区の山道さんのハウスです。

7月の豪雨によりハウスも70cm～80cm位水に浸かり、大変だったそうです。

植替えも考えたそうですが、懸命な作業により、何とか復旧できたとのことでした。

編集・発行 長崎市農業委員会

〒850-0037 長崎市金屋町9-3（金屋町別館2階） Tel.095-820-6561 Fax.095-823-3452

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決まりました

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました。任期は令和5年7月19日までの3年間です。

委員数は、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が24名です。地域ごとの地区担当委員を紹介します。



就任挨拶

会長 平尾 政博

農業者の皆さまには、日頃より、本市の農業委員会活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。法改正により平成29年度より新しい農業委員会の体制となり早3年が経過し、初めての委員の改選となりました。この間、「農地等の利用の最適化の推進」という大きな命題に委員会一丸となって取り組んで参りました。農業をとりまく情勢は、農業者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の増加など、厳しい状況であり、更に今年には新型コロナウイルス感染症の流行による農業への影響など、先行き不透明な状況が続いております。しかしながら、優良な農地を未来の担い手へ確実に引き継いでいくためには、歩みを止めることはできません。新たに選任された農業委員、農地利用最適化推進委員が力を合わせ、農業者の皆様方と共に地域の課題に取り組み所存でございますので、ご支援・ご協力を心からお願ひ申し上げます。



旧長崎地域

農業委員



- 岩本 隆 西山、木場地区 他
- 柳川 八百秀 竿浦、平山地区 他
- 石橋 一次 柿泊、手熊地区 他

東長崎地域

農業委員



農地利用最適化推進委員



- 後山 裕義 現川、平間地区 他
- 鳥越 悦子 戸石、牧島地区 他
- 松尾 隆治 網場、田中地区 他

- 浦川 英敏 西山、木場地区 他
- 山下 和孝 滑石、北陽地区 他
- 森内 悟己 泉、三ツ山地区 他
- 中村 数昭 出雲、戸町地区 他



赤瀬 孝則
松原、古賀、船石地区
他

農地利用最適化推進委員



池田 憲二
現川、平間地区
他



尾崎 正孝
上戸石、川内地区
他



城戸 利美
網場、田中、界地区
他



増田 茂
松原、古賀、中里地区
他

茂木地域

農業委員



上川 満治
茂木地区



峰 忠幸
太田尾、飯香浦地区



山口 眞佐栄(会長職務代理者)
北浦、田手原、早坂地区
他

農地利用最適化推進委員



山崎 実男
千々、大崎、宮摺地区



中山 辰也
茂木地区



野口 弘人
太田尾、飯香浦地区



濱口 敏夫
宮摺、千々、大崎地区



村田 美津枝
北浦、田手原、早坂地区
他

式見・三重・外海地域

農業委員



井川 義英
三重、式見、鳴見地区
他



岩永 一也
神浦、出津、黒崎地区
他

農地利用最適化推進委員



岩尾 直己
式見、四杖、牧野地区
他



鶴田 安明
新牧野、神浦地区
他



野本 英世
三重、松崎、鳴見地区
他

三和・野母崎地域

農業委員



田平 孝廣
為石、宮崎、川原地区
他



山口 邦俊
高浜、野母、脇岬地区
他

農地利用最適化推進委員



柴原 恵
黒浜、高浜、野母地区
他



松本 貞幸
蚊焼、香焼、高島地区
他



三浦 孝路
為石、藤田尾、布巻地区
他



森保 欣也
川原、宮崎、脇岬地区

琴海地域

農業委員



平尾 政博(会長)
長浦、琴海尾戸地区
他



森山 安男
琴海戸根、西海地区
他



山脇 貞雄
琴海形上、琴海大平地区

農地利用最適化推進委員



今村 秀喜
琴海尾戸、琴海大平地区



久保 正
琴海形上、長浦地区



田中 幹生
琴海形上、琴海戸根原地区



濱口 雅洋
琴海戸根、琴海村松地区



川添 孝則
琴海戸根、西海地区

中立委員

農業委員



永岡 亜也子

《お世話になりました》

任期満了に伴い、7月19日付けで次の方々が退任されました。(敬省略)

【農業委員】

- 小川 博(茂木地域)
- 帯山 安敏(外海地域)
- 野口 栄孝(茂木地域)
- 松本 正登(東長崎地域)

【農地利用最適化推進委員】

- 川田 正勝(外海地域)
- 松野 安彦(琴海地域)
- 森部ルミ子(三和地域)

農地利用最適化推進委員とは

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴って新設された委員です。その職務は、農業委員会総会における議決権はありませんが、自分の担当地区における農地の利用状況調査、担い手への農地利用の集積や集約化など、地域に密着した活動を行うこととなります。農地や農業に関することは、それぞれの地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に遠慮なくお尋ねください。

ながさき農委だより（第75号）

長崎市農業委員会では、毎年、活動目標及び活動計画を策定し、その点検・評価を行い、ホームページで公表しています。令和2年度の活動目標及び活動計画と令和元年度の活動の点検・評価の主なものについては次の通りです。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(主なもの)

■担い手への農地の利用集積・集約化

現状 (平成31年3月31日)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,170ha	210.1ha	9.68%
目標及び実績	令和元年度の集積目標	令和元年度の集積実績	達成状況
	294.1ha	206.5ha	70.21%
評価	一定の新規集積を行うことができたが、農地の大半が狭小で傾斜地にあるため利用集積がなかなか進まなかった。また担い手である認定農業者が年々減少している状況にあるため、担い手の確保に向けた取り組みが更に必要である。		

■新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の現状	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	22経営体	18経営体	19経営体
目標及び実績	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	5.5ha	4.2ha	4.0ha
	令和元年度の参入目標	令和元年度の参入実績	達成状況
	19経営体	17経営体	89.47%
	令和元年度の参入目標面積	令和元年度の参入実績面積	達成状況
	4.6ha	3.5ha	76.09%
評価	就農希望者や新規就農者への相談対応や、農地確保・拡大に向けて農地所有者等との調整を行った。関係機関の連携により、就農希望者の相談・支援等の活動を行ったことで、就農につなげることができた。		

■遊休農地に関する措置に関する評価

現状 (平成31年3月31日)	管内の農地面積	遊休農地面積	割合
	2,508ha	338.4ha	13.49%
目標及び実績	令和元年度の解消目標	令和元年度の解消実績	達成状況
	62.0ha	22.7ha	36.60%
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	41人	4月～11月	11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	12月～1月	
評価	農地中間管理事業の活用や非農地判断等で一定の遊休農地の解消ができたが、新たな遊休農地も発生したため、遊休農地面積は若干の減少にとどまり、目標到達はできなかった。農地の利用状況調査など地域の農地の状況把握を年間を通して実施し、遊休農地の発生防止に努める必要がある。		

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(主なもの)

■担い手への農地の利用集積・集約化

現状 (令和2年3月31日)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,140ha	206.5ha	9.65%
課題	・認定農業者数が減少している。(担い手の高齢化により規模拡大を行う者が減少し、また、後継者が不足している。) ・農地の大半が狭小な傾斜地にあるため、担い手への農地の利用集積が難しい状況にある。		
目標	令和2年度の集積目標		
	292.5ha		
活動計画	・利用権設定の終期を迎える方に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の再設定を促す。・「人・農地プラン」における地域の中心となる経営体の掘り起こしや農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与する。・農地利用最適化アンケート調査結果をもとに、担い手への集積活動を推進する。・利用集積や認定農業者制度について農委だより等で周知する。		

■新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の現状	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	18経営体	19経営体	17経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	4.2ha	4.0ha	3.5ha
課題	・農業従事者の担い手の高齢化・後継者不足が進行する中、就農意欲のある担い手の確保・育成が必要である。 ・就農後の定着や規模拡大など、新規参入後の支援が必要である。		
目標	令和2年度の参入目標	令和2年度の参入目標面積	
	18経営体	3.9ha	
活動計画	・就農希望者や新規就農者への相談対応を行う。・就農希望者や新規就農者の農地確保・拡大に向けて農地所有者等との調整を行う。・就農後の定着や規模拡大などの支援を行う。		

■遊休農地に関する措置に関する評価

現状 (令和2年3月31日)	管内の農地面積	遊休農地面積	割合
	2,587ha	447ha	17.28%
課題	・農業者の高齢化や後継者不足、農地の借り手不足等により遊休農地化が進行している。・有害鳥獣の被害により遊休農地化している事例もあるため、有害鳥獣対策を行うことが必要である。・狭小な傾斜地にある遊休農地の解消は、相当の期間と方策の検討が必要である。		
目標	令和2年度の解消目標		
	62.0ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	42人	4月～11月	11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	12月～1月	
その他	・農地中間管理事業が活用できる農地は同事業への誘導、活用できない農地は出し手と受け手のマッチングや保全管理の指導を行う。・活かすべき農地の明確化のため、B分類農地の非農地判断を的確に進める。・地域の農地の状況把握を年間を通じて実施し、遊休農地の発生防止に努める。		

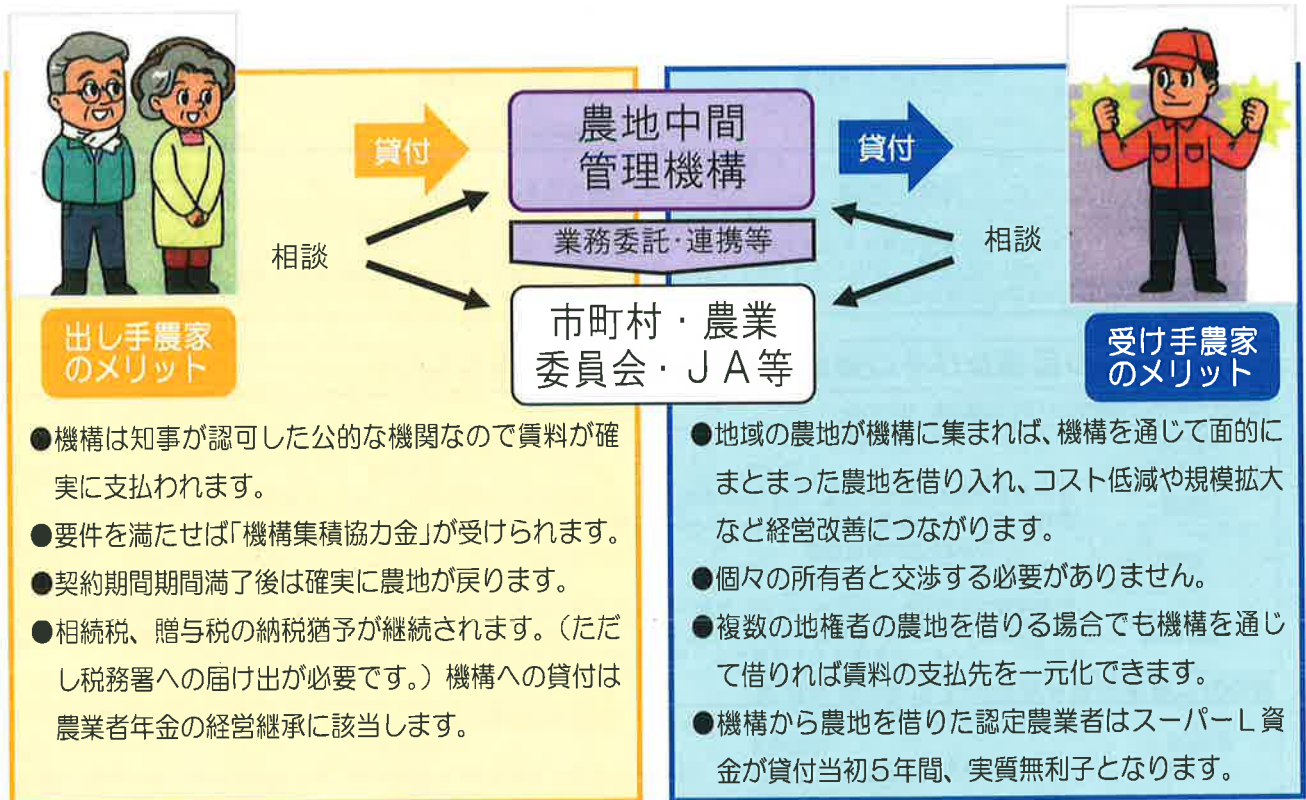
農地中間管理事業を利用しましょう

農地中間管理事業とは…

農業振興地域内の農用地等を対象に、農業をやめる方や農業経営の規模を縮小する方（出し手）から農地を借受け、経営規模拡大する方や新規で農業を行う方（受け手）に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約化を図る事業です。

農地中間管理機構とは…

農地の出し手と受け手の間に立って中間的な受け皿となる機関で都道府県知事が法律に基づき認可し、都道府県に一つ設置されている公的な機関で、農地中間管理事業の推進を行います。相手方との直接的な貸し借りではなく、出し手・受け手ともそれぞれ中間管理機構との間で貸し借りを行う形となりますので、面倒がなく、安心です。



- 機構は知事が認可した公的な機関なので賃料が確実に支払われます。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」が受けられます。
- 契約期間満了後は確実に農地が戻ります。
- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。（ただし税務署への届け出が必要です。）機構への貸付は農業者年金の経営継承に該当します。

- 地域の農地が機構に集まれば、機構を通じて面的にまとまった農地を借り入れ、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- 個々の所有者と交渉する必要がありません。
- 複数の地権者の農地を借りる場合でも機構を通じて借りれば賃料の支払先を一元化できます。
- 機構から農地を借りた認定農業者はスーパーL資金が貸付当初5年間、実質無利子となります。

人・農地プランの実質化における農地中間管理事業の活用

- 今年、新型コロナウイルス感染症流行のため、集まって話し合いの場を持つことが難しい状況ですが、各地域においては、人・農地プランの実質化に向けた協議を進めていく必要があります。
- その話し合いの場で、地域農業の将来を見据え、地域の優良な農地を選別し、次の世代の担い手へ受け継いでいく方法を地域の皆さんや関係機関と一緒に真剣に考えていきましょう。
- 後継者がいない農家の方や、規模縮小により使わなくなった農地がある方は、この機会にやる気のある地域の担い手へ農地を託すことを検討されてはどうでしょうか。その一つの方法として、農地中間管理機構を通して、貸し付けする方法があります。まとまった集積（貸付等）ができると、地域や担い手への支援金が支払われる場合がありますので、是非ご協力ください。

農業者年金に加入しましょう！

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です。
経営者だけでなく夫婦や親子で加入することをおすすめします

● 次の3つの要件を全てクリアしていれば、加入する資格があります。

- 年間60日以上農業に従事している。
- 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者は除きます。）である。
- 年齢20歳以上60歳未満である。

● 農業者年金のメリットは

- 少子高齢化に強い年金です。（積み立て方式）
- 終身年金です。（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金）
- 税制上の優遇措置があります。
- 保険料の額は自由に決められます。（月額2万円から6万7千円の間で千円単位）
- 保険料の国庫補助があります。



【 農業者年金Q&A ～よくある質問を一部紹介します～ 】

Q：加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A：加入の申込みは、農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。

申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q：保険料の支払い方法は？

A：加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日までで、12月23日（休日の場合は翌営業日）に口座振替されます。

Q：保険料の額を変更するには？

A：保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q：脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合には保険料はどうなるのですか？

A：脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q：死亡一時金はありますか？

A：80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

農業者年金のお問い合わせは、農業委員会または最寄りのJAまで。

※農業者年金のことをもっと知りたいかたは、農業者年金基金のホームページをご覧ください。

《農業者年金基金ホームページ：<http://www.nounen.go.jp>》

がんばる農家 愉快的仲間たち Vol.21

このコーナーでは、頑張っている農家の皆さんをご紹介します。
今回は、琴海戸根町の山道 美代子さんです。



丹精込めて育てておられるアスパラの前で
葉が青々として元気です！



とれたてのアスパラはとても
瑞々しく美味しそうです！

琴海戸根町の山道美代子さんは、結婚を機に嫁ぎ先で農業に従事され、元々はびわを栽培されていたそうですが、平成15年頃からアスパラの栽培を始められたそうです。経営面積は、15aほどで、ご家族はおられますが、現在農業は、ほとんどお一人でされているそうです(!) アスパラは、3月から収穫が始まり、10月の終わりから11月初め頃まで、夏場は毎日2回収穫を行い、1日10kgから多い時で20kgほど収穫すること。成長が早く、1日収穫を休むと穂先が開き、売り物にならないとのこと、この時期は1日もお休みがないそうです。そのご苦労には頭が下がります。

今年はコロナ禍で、収穫初期のホワイトアスパラの出荷期間が短く、7月には豪雨災害もあり、大変なことが続いています。そのような中でも山道さんは、日々淡々と頑張っておられました。これからもお体に気を付けて頑張ってください。

【コロナ禍で思うこと】

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制しつつ、経済活動も継続させるといって、非常に難しい状況にありますが、先が見えず、漠然とした不安が増すばかりですが、今は感染防止策を地道に行い、感染リスクが高い行動を避けながら、早期の終息を祈りつつ、日常生活を続けていくしかありません。

そのような中でも、ふと外を眺めると、いつもの緑豊かな大地の風景がそこにあり、自然の変わらぬ営みが、束の間、心を和ませてくれます。

編集委員

全国農業新聞を読みましよう!

◇農業・農政の動きを分かりやすく解説!

◇先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介!

◇暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい!

毎週金曜日発行 月額七百円

※お申込みは、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員会事務局へ

編集後記

7月に新しい農業委員の選任、農地利用最適化推進委員の委嘱があり、新たな体制になりました。今後も、長崎市の農業・農地行政の推進に努めてまいりますので、よろしく願います。

編集委員